

掛川市告示第11号

掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年5月31日

掛川市長 松井三郎

受益者負担金を賦課しようとする区域

1 掛川処理区

北門の一部、天王町の一部、高御所の一部

2 大東処理区

大坂の一部、三俣の一部、国安の一部、国包の一部、浜野の一部及び浜野新田の一部（公共マスを設置した区域に限る。）

3 大須賀処理区

大淵の一部、横須賀の一部、西大淵の一部及び洋望台の一部（公共マスを設置した区域に限る。）